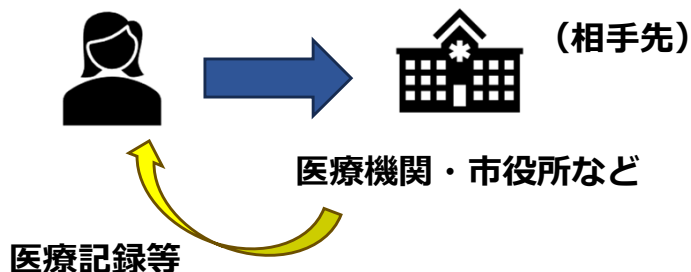


①資料収集 ②訴訟の提起（和解） ③給付金の請求 を行っていただくことが必要です。

1

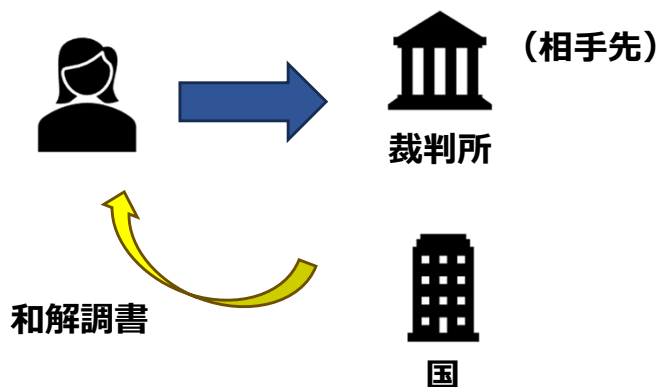
資料の収集



救済要件を満たしていることおよび病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集します。

2

訴訟の提起

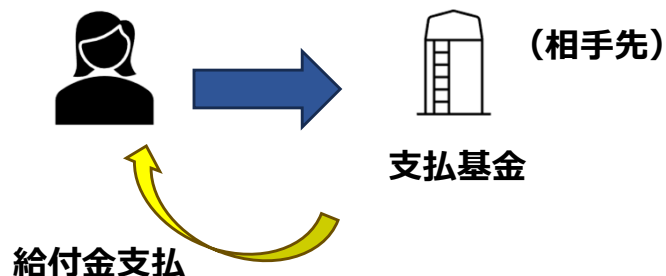


国を被告として、裁判所に国家賠償請求訴訟を提起します。裁判所の仲介の下、和解協議を行い、救済要件を満たしていることが証拠によって確認できた方は、国との間で和解調書を取り交わします（和解の成立）。

※確認の課程で、国から原告の方に追加証拠の提出を求めることがあります。

3

給付金の請求



和解が成立した方は社会保険診療報酬支払基金に給付金等の支給の請求を行い、給付金等が支給されます。

- ・これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。
- ・弁護士については「B型肝炎弁護士」で検索できます。
- ・本ホームページの最後に各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。